

平成17年度第3回千葉県図書館協議会議事録（要録）

- 1 日 時 平成18年3月9日（木）
午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 場 所 千葉県立中央図書館 講堂
- 3 出席者 (委 員) 石 井 朝 子 荒 井 誠
久保田 洋 之 橋 本 文 子
磯 野 嘉 子 島 利栄子
土 屋 俊 水 野 幸 子
山 中 齊
(生涯学習課) 生涯学習課員 1名
(事 務 局) 荒木田 中央図書館長
長 柄 西部図書館長
方波見 東部図書館長 他
(傍 聴 者) なし
- 4 議 事
議題 (1) 平成18年度千葉県立図書館運営方針及び各図書館重点業務計画（案）
について
(2) 千葉県立図書館の在り方について
① 現状と課題について
② 検討案について

会議開会宣言の後、本日の委員の出席が9名であり、図書館協議会会議運営規則第6条の規定による半数に達していることから、会議成立の確認がなされた。

次に、議長あいさつがあった。

<議 事>

議 長 それでは、議題（1）の平成18年度千葉県立図書館運営方針及び各図書館重点業務計画（案）について事務局から説明願います。

事務局 3館の共通部分である図書館運営基本方針及び図書館運営重点項目について中央図書館長から説明があり、その後、各館長が自館の重点業務計画(案)について説明

した。

議 長 3館から説明がありましたが、委員さんから何か御質問・御要望等ありましたらお願いします。

委 員 研修事業にハンディキャップサービスがありますが、どのような内容で実施しているのですか。講師等は呼んでいるのですか。

事務局 その時々で、いろいろな講師を呼んでいます。17年度は東京都の日野図書館職員である全盲の方においでいただき、お話を伺いました。

委 員 その内容は、例えば、目の見えない方が利用する場合にどのようなサービスをするかというようなことですか。

事務局 もっと前向きな内容であり、例えば音訳等に関することです。

委 員 耳の聞こえない方へのサービスについては、どのような状況ですか。

事務局 図書館は、視覚障害の方に対してのサービスが先行しがちですが、耳の聞こえない方に対するサービスについても努めて行うようにしております。

前回、委員さんから聴覚に障害ある人へのサービスについてご指摘をいただきましたので、東部図書館では、耳の不自由な利用者のために筆談用のボードを館内の数カ所に設置しました。

委 員 ボード等を設置することにより、障害者及びその関係者に、図書館が障害者を受け入れてくれているということがわかり、暖かいものを感じます。障害者のための対策というのは、一般の方にも役に立つことが多いと思います。

例えば、見えない方は香りにとても敏感です。私は、コーヒーの香りがすると、とても読書欲がわいてきます。図書館のコーナーに紙コップ1杯100円のコーヒーでも設置してあれば、調べ物をしているような時でも、いろいろな本が読みたくなってくるというようなことがあると思います。

また、聞こえない方は、服装に敏感です。

このようなことから、色や香りからする図書館のイメージというような事についても研修に取り上げていただくと、図書館や司書の方たちの雰囲気も変わってくるのではないのでしょうか。

現在、皆さんが一生懸命検討している研修の内容について、見えない方には聴覚、臭覚に、聞こえない方には視覚にと少し別の見方をしていただき、五感を通した雰囲気作りの大切さについても気付いていただければと思います。

議長　ひとつ、伺いたいことがあります。

運営方針前文の中にある「文字・活字文化振興法」を受けて、何か実施したというようなことがありますか。

事務局　今まで実施してきた事業を更に強化していかなければならないという部分では、非常に大きな重い法律ができたと受け止めています。

例えば、基本理念のなかに「居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。」とあります。

この環境を整備するということは、障害を持った方へ読みたい本や見たい本をどのように提供するのかということであったり、千葉県の何処に住んでいようと、また誰であっても必要な資料が手元に届くようなネットワークを更に整備していかなければならないということです。これらを実施していくうえからも、本法律は、後押しをしてくれると感じています。

委員　文字活字ということで思ったのですが、官公庁の張り紙は殺風景で未だに白黒です。現在は、カラーのチラシ等が増えていますので、図書館の貼り紙も白い紙に黒いペンで書くだけでなく、色画用紙やカラーペンを使うなどして暖かみを加えて欲しいと思います。

お金をかけずにできることもたくさんあるので、工夫をしていただきたいと思います。

議長　「文字・活字文化振興法」についてインターネットで調べたところ、国会で全会一致で賛成であったが、その後の質疑応答が一切なしということで、誰も関心を持っていないということが悔しいです。

しかし、法律になったからには、これを上手に利用していきたいものです。

では、平成18年度の千葉県立図書館運営方針及び各図書館重点業務計画(案)について、了承ということによろしいでしょうか。

委員　よろしいです。

議 長 では、(2)の千葉県立図書館の在り方の現状と課題について説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、説明

議 長 ただ今の説明について、御質問・御意見等がありましたら、お願いします。

委 員 千葉県の図書館は、複写サービスは行っていないのですか。

事務局 行っております。資料に記載してありませんが、閲覧・館内利用業務に含まれます。

委 員 その枚数はどれくらいですか。

事務局 16年度ですが、中央図書館約18万2千枚、西部図書館約12万7千枚、東部図書館約1万8千枚で、3館合計32万枚程度です。

委 員 市町村や個人に対するレファレンスサービスはそれぞれ有償ですか、無償ですか。

事務局 図書館で行うサービスは全て無償です。レファレンスの内容については蔵書や資料の紹介、調査内容についての回答等があり、市町村、個人にかかわらず行っています。

また、市町村で受けたレファレンスで回答できないものについて、県立に問い合わせがくるということもあります。県立でわからない場合は、他の県立や国立国会図書館に問い合わせをし、回答するというシステムができております。

基本的に図書館のレファレンスは、クイズや宿題、裁判等に関する事項等には回答できないこととなっています。

委 員 先ほどの資料の中に入館者数の減少ということがありましたが、これについての分析はどうされていますか。現状と課題では、どのような形で取り扱っていますか。

事務局 現状と課題については、直接的な記載はしておりません。

現在は、それぞれの館で数値目標を掲げて実施している状況ですが、入館者や貸出冊数等の減少についての因果関係を明確に表したものがございません。

例えば、千葉市内で他の図書館ができたとか、アスベストによる一部閉館などが

考えられますが、資料としてはありません。

議 長 確かに、平成13年に千葉市の図書館ができてから、中央図書館の入館者数が減ってきています。予算の減少なども影響しているように思われます。

委 員 各市町村の図書館どおしのネットワークの現状を教えてください。

事務局 1点目は、市町村の図書館でどのような本があるかを調べる際に、県立図書館が中心となって行っている横断検索システムを利用しています。各市町村に働きかけ、年々、参加館を増やしております。

2点目は、本の搬送業務についてです。県立で予算化をし、週に1度、各市町村を巡回し搬送しています。県立3館のエリアがありますが、それぞれの行き来も可能となっています。これを利用し、16年度は約5万冊強の市町村間の本が移動しています。

事務局 資料・情報の物流ネットワークの他に、人のネットワークということもあります。市町村どおしで職員の研修が行われております。

委 員 やはり、県立図書館の役割というのは大きいですね。

委 員 質問ですが、入館者数というのは、どのような人をとらえるのですか。

事務局 入口のゲートに機械が設置してあり、カウントしています。そのなかには、図書を借りずに調べ物だけの方や、図書館の催し物に参加する方も含まれます。

委 員 入館者数の減っていることがとても気になります。

以前は、講堂で詩人や作家を招いて講演会等の催し物があり大勢の人が集まりましたが、今はそのような機会が全くと言っていいほどなくなりました。資料をいかに使うかということを考え、書く側からのメッセージを発するなど、いろいろな方法があるのではないかと思います。

議 長 催し物の件で、事務局から何かありますか。

事務局 東部図書館では、文学歴史講座や名作映画鑑賞会等、いくつかの催し物を定期的 to 実施していますが、60代から80代半ばくらいまでのお客様はよくいらっしゃ

います。

ただ、平成10年11月にオープンした東部図書館でさえ、蔵書が十分に更新できていないことや、インターネット環境の浸透、高齢化等の環境の変化により、15年をピークに1割ずつ入館者や貸出しが減ってきています。市は伸びていますが、県立は減っています。先ほど県と市の図書のすみ分けについて申しましたが、実際は数で出ているものが営業成績となり、いくら質的に向上していると言ってもそこに現れないのが悩ましいところです。

議長 あいさつでも申しましたが、40代から50代の読書をする人が7%ずつ減少しており、せっかく図書館が用意してくれても、読書意欲が衰退しているようです。

話は変わりますが、安価で講師を呼ぶシステム等があるようなので、検討してみてはいかがでしょうか。

事務局 県立図書館の宿命のような部分と、予算が減少している現在の情勢のなかで、県立図書館が市町村立図書館と競うということがはたして正しいのでしょうか。県立図書館が市町村立図書館と同じようなことをするというのでは、今回の協議内容とずれてしまうような気がします。図書館の現状を踏まえた上で、我々のやるべきことを考えていかなければならないと思います。

例えば、入館者数や貸出冊数が減少している現状で、県立図書館が超えられるものは何かと考えたときに、電算システムを変えていくことがあげられます。今後、図書館に来なくても在宅したままで、図書の貸出しやレファレンスが全てインターネットを通じて利用可能になります。その場合、入館者数の減少が問題となるのか、アクセス数の増加が問題となるのか、何が県立として目指していくべき数値目標なのかを、今後、考えていかなければならないと思います。

もうひとつは、県立図書館が最終的な保存図書館を目指すのであれば、市町村で購入した図書がどれくらい活用されたか、いわゆる費用対効果を問われるでしょう。

ところが、県立で揃える資料というのは必ずしも費用対効果で表されるものではありません。ごくわずかでも県民のニーズに応える任務を考えた時に、どこに指標を合わせるかということ、御指導いただきながら考えていきたいと思っています。

委員 最近では、大きな図書館機能を持った市では、県立の力を借りなくても、単独で自己完結できるようなシステムを構築しつつあります。それに対して、周辺の市町村が県立を活用しなければフォローできないという地域もあります。このように市町村の格差が著しいなかで、全県民を対象とした県立図書館としてどこに的を絞っていくのかということが大事でしょう。

委員 単独で自己完結できる図書館ということについては、それは県立図書館の機能である職員研修やネットワークの調整、横断検索や県立図書館独自の貴重な資料等がバックにあつてのサービスだと思います。

委員 市町村の若い図書館は人材を含めまだ十分ではありませんが、今後20年から30年経った時に相当なキャリアを積んだスタッフが揃ってくるでしょう。その時に普段からネットワークを作っておかないと背反してしまう恐れがあり、それはとてももったいないことだと思います。それに向かって、どのように手を繋いでいくのかということが、小さいひとつひとつの積み重ねだと思っています。

委員 あくまでも県立の存在があつて、初めてネットワークが完成していくと思います。今後の方針として、ネットワークがキーとなり、これからの図書館の大きな視点であるということに変わりはないでしょう。

議長 それでは、検討案について事務局から説明願います。

事務局 資料に基づき、説明

議長 今後の日程について説明願います。

事務局 18年度に3回の協議会開催を考えております。第1回は6月下旬か7月上旬、第2回は11月に予定しており、第3回で答申を頂きたい。第1回目に本日の意見を加えた資料を御検討いただき、第2回目以降、まとめていく方向で考えています。

委員 資料を拝見して、できもしないことをこんなに書く必要があるのかと感じました。これだけはやらなければならないというものをアピールし、これは捨ててもいいというものを提示していただかないと、議論は進まないのではないのでしょうか。

議長 大変、厳しい御意見をいただきましたが、事務局はいかがですか。

事務局 これについては、現時点で県立図書館として予算や施設面で制約のあるなかで、掲げてそれに向かっていく部分と、現実の部分とがありますので、それらを含めて委員の皆様の御意見を伺いたしたいと思います。

委員 これを見ると、望ましい基準から持ってきたものかと思われませんが、ここまで全

てできるのであれば、今、何も問題は起こっていないと思います。

必ずしも望ましい基準全てをやるように言っている訳ではなく、地方分権というのは、それぞれの自治体が主役で、自治体の特長に合った、住民の支持を得た図書館サービスをすればよいということが基本です。千葉県という状況を踏まえた上でこの機能の中から絞っていき、これから何をすべきかをまとめた方がわかりやすいでしょう。運営方針を実行力のあるものにするということが大切だと思います。

絞り込みについては、図書館側の方が分析をしているので、やっていただけるとよろしいかと思います。

議長 事務局から何かありますか。

事務局 現状と問題点についてですが、社会環境の変化に対応して、図書館事業は正直なところ、若い人を含め目一杯であると感じています。今の社会環境にあった拡大路線はとれないことはわかりきっています。環境変化に対応したスクラップアンドビルドができていないことが最大の問題です。

私にとっての公共図書館はどうあるべきかという基本的な理念は、一個人の精神的な営為である読書をベースに置くべきだと思います。情報だとか専門調査だとかいいますが、あくまでも一個人の読書は生活する上での問題解決だと思います。

コンセプトは2つです。ひとつは、千葉県全域の図書館ネットワークを形成することです。これは、社会全体が循環型社会をとっていかざるを得ない状況の中で、図書館は有効なシステムです。

ふたつめは、情報技術が進展している中でのIT化対応です。この中身としては、世代間格差の解消をしていかなければならないということ、何よりも商業ベースに乗らない千葉県全域の情報の集約と発信だと思います。

以上のネットワーク化とIT化に絞れば、資料に書いてあることがほとんど全て入ってくるのではないかと考えています。

委員 市町村が指定管理者制度を導入し委託化されていくと、その職員は3年から5年で入れ替えが行われます。その場合、ノウハウの蓄積ができにくくなるでしょう。その司書の人達の指導をどこかが行っていかなければならないのです。受託した市町村はレファレンスひとつにしても十分でなく、サービスの低下が起こってきます。

例えば、公民館では研究部会等があり、研修し、現場の実践を検証していくという場があります。

これらを踏まえながら、今後、市町村へのサポート等が問われてくるでしょう。

議長 先ほど、これ程多くの項目をあげる必要があるのかという御意見がありました。
例えばひとつの手法として、予算要求の時にこれだけのことを行っていると示すことができるといったこと等がありますので、それらを許容したうえでお二人の意見を取り入れながら進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 気持ちはよくわかりますが、ある程度カバーしていて、どこからでも使えるということは、財政当局者もわかってきていますので、御墨付きをつけてもあまり意味がないのではないかと思います。

社会環境の変化という抽象的な言い方になってしまいますが、打って出ないと駄目だと感じています。内容についても、これは捨てるでも仕方がないというものをはっきりさせ、大事なものにはお金をつけてもらうくらいにして、その辺りの減り張りをはっきりさせないといけないと思います。

議長 中教審などをみても、確かに変わってきていると感じます。
ただ、書いていないじゃないかと問われる場合もありますので、その辺りが難しいところです。

事務局 千葉大学の図書館に関して、ひとつお伺いします。
自館のエリアには大学が2校あり物流関係がありますが、最近になってようやく二桁程度の本を借りてくれるようになりました。千葉大学の図書館を拝見し、学生用の一般教養書が少ないようですが、それについてはどのようにお考えですか。

委員 学生用の図書が少ないことについては、ここ数年痛感しています。
しかし、当面は手近なところで必要なものを集めざるを得ない状況です。協力関係で見つかるものは集めますが、図書館の方針としては、今必要なものを今買うということです。最近の日本語の本は足が早く2、3年経つと入手不可能になってしまいうものもあります。

図書の購買力については、公共図書館が約300億円で大学図書館の約800億円です。今は、大学図書館は、外国の100万円もするような学術雑誌を背に腹は代えられないと購入していますが、このような無駄な買い物をしなくなれば済むことです。

一般教養書レベルの図書を公共図書館が持ち、大学が専門書を持つという収集分担化は、公共の生き残りの論理としては弱いのではないのでしょうか。現状は、生徒の授業で使うようなものを揃えて、そばに置いてあげないといけないわけです。大学によって違いますが、必要なものを買うという方向に移っているのは事実ですか

ら、そのすみ分けはお互いにあまり得策ではないように感じます。

電子的サービスが多くなってきたところで、資源共有ということが大きな問題となっています。今までは、本がどこかにあり、必要な所へ移し利用するという形で図書館間協力を行ってきました。ところが、電子データならばサーバから全員が一度に見ることができます。資源共有についてのコンセプトが変わりつつある現状を踏まえ、考え直さなければならないと思います。

事務局 一方で、商業ベースに乗らないものを発信していかなければならないというのが柱のひとつになっているわけです。

議長 少し議論が難しくなってきたようです。大学図書館と県立・市町村立図書館は性格がかなり違うところもあるようです。

委員 その性格の違いがうまく双方向的に違えば、協力関係は作りやすいと思います。

議長 それでは、他に何か御意見がありますか。

委員 資料に、児童・青少年サービスの項目があり、その中で「直接的な児童サービスを行う市町村立図書館等」という表記があります。乳幼児の頃から図書に親しむことがとても大切と言われていますが、現在は、歩いて行ける範囲に児童書が置かれている場所があまりありません。かつてはありましたが、市町村はお金がないために、クローズしてしまっている状況です。

そのようななかで、子どもの頃から活字に親しむ場所をどのように作っていけばいいのかというソフト面でのサービス等、県立がもう少しリーダーシップをとれないものかと思います。公民館でも図書室の本を児童書に切り替えたら利用者が増えたということがあります。そのようなところで援助ができないのでしょうか。

議長 今の御意見のなかには、県立が冷たいのではないかという思いがあるようですが他の方はいかがですか。

事務局 現状は、県全体として子どもの読書推進計画等を行っており、県立はそれに協力しております。施策そのものについては教育委員会が作成し、対応しているものがほとんどです。

県立図書館としては、地方自治体に、子どもの読書環境を整えなければいけないということを常に言っております。県立がいくら良い児童書を揃えてたとしても利

用者のほとんどが歩いてこれません。そのため、現在は、公民館や文化ホールに向き、読み聞かせ講座等を実施しています。そこで本の読み方の指導等を行い、地域のボランティアを養成するというようなことを行っています。

県立が地方自治体に対してこうしなさいということとはできないため、それについては資料に記載しておりません。

議長 市町村にお金がない状況のなかで、県立が何とかできないのかという御提言だったかと思います。

委員 県立の味方をするわけではありませんが、そこまで県のお財布の中でやることは大変ではないかと思います。社会全体として、教育関係全体として、取り組むべきことではないでしょうか。

先ほどの減り張り論で言いますと、県立の予算を集中的に充てて全力を注ぐというような内容なのか検討した方がいいと思います。

委員 私が申し上げたのは、本を購入するためのお金を出して欲しいということではなく、インフラのソフト面に対して、県立図書館が何かを発信できないのかということです。

例えば、本の読み聞かせのサービスマンを職員だけでなく市民の中にまでボランティアとして拡大させるようなシステムの指導などです。

社会教育施設としてある図書館が、職員だけの施設になってしまうのはいかなるものでしょうか。

委員 それについては、県のレベルで解決できるようなものではないと思います。

例えば千葉県の場合、西部・東部・南部と地域的環境が全く違うわけです。もちろん、できることはやっていただきたいが、いろいろな環境に応じた部分というのは県の中だけでは済まされないような気がします。

児童サービスは、日本の公共図書館の中では比較的うまくいっているのではないかと考えています。

委員 児童サービスに関しての図書館の視点というのは、将来の読書をする能力を育てていく、情報化時代であるがゆえに、このような基礎的な能力を開発していくということだと思います。情報化という論理の中で、大きな目標として捉えていくべきではないかと思っています。

先ほどの御意見についてですが、乳幼児サービスに関しては、どちらかという

読書というより親子関係や子育てに重点があり、読書に繋がっていくためにはその間にいろいろなサポートが必要と思われます。

それに関して、今、図書館が乳幼児サービスをどのようにしているかという、まず基礎的にことばが育ったお子様に図書館へ来ればその年齢に対応した絵本等がありますよ、お母様たちにも子どもに本の楽しさをわかってもらうためにはこうするのですよというように、宣伝に行っているようなものなのです。

直接的に、読書と乳幼児サービスが結び付くとは言えないと思います。

もし、県立図書館が乳幼児サービスを行うとすれば、このサービスはこんな風にしますというようなことを市町村に示していくパイロットサービスのようなものです。そのためには、県立図書館の中に専門家がいて、実践ができていないと対応ができないでしょう。

パイロットサービスは乳幼児サービスに限らず、学校との連携等の面でも県立図書館のやるべきことだと思っていますし、今、千葉県立もそのようなスタンスでやっているといます。

委員　なぜ、私はその年代のことを申し上げるかといいますと、今、公民館に若いお母様たちが来ていますが、土俵の上には乗りたい、でも土俵を作るのはいやというような世代がとて増えています。職員がやってくれば来ますというような他力本願な姿勢です。現在は、集団の仕組みがないため、このような人たちが集団の中で関わりを持つことにより、世の中にはいろいろな人がいるということを感じる機会がありません。これでは、人は成長しません。

社会教育というのは、このような人々をどうケアしていくか、支援していくかという側面を持っています。ですから、特にそういう人たちを引きつけ、集団に関わらせ、考えさせるという作業が必要となってきます。

図書館が個人に対するサービスだけに進んできていますが、その裏側にある狙いとは何なのかというところまで考えていく必要があると思います。人が生きていくということは、社会への関わり方が問われてきます。それをどのように考え、還元させるシステムを作っていくかについて、私はいつも悩んでいます。

このような裏側があって、あえて申し上げました。

議長　図書館の域を超えるような大きな話になってきました。委員のおっしゃることを念頭に置きながら、進めていきましょう。

委員　先ほどからお話のあったとおり、減り張りをつけることがとても大切だと思います。

もうひとつは、ここに骨子概要文検討案等がありますが、お役所の文章の形というものがあるとは思いますが、ぜひ、皆が読みたくなるようなものにしていただきたい。特に、これからの千葉県立図書館の役割・機能の総論などは、非常に漢字が多く、わかりづらいのです。もう少し漢字を少なくし、情熱的な言葉で書いて欲しいと思います。

形どおりの文章があることは理解しているつもりですが、減り張りのひとつとして、文字に関係する図書館だからこそ、より一層、皆をあつと言わせるようなものを出してもいいのではないかと考えています。

事務局 その辺りのところは、事務局も承知しておりました。

今回提示した資料は、実施計画を基に作成しましたので、次回は御指摘の部分を含め、全面的に内容をわかりやすいものにすることは可能ですので、多くの御意見をいただきたいと思います。

委員 電子的なサービスで所蔵情報の充実というのがありますが、もうこのようなものはやめた方がいいのではないのでしょうか。

県内の図書館をネットワークで繋ぐことが大事ということですが、現在はグーグルのようなものがあります。グーグルがデータを全て集めてくれるので、要は所在情報が上の方へくればそれで横断検索は終わりとなります。技術的な問題等も含まれますので、今後5年、10年ということを考えるのであれば、ある程度可能性を検討しておかないと、せっかく横断検索システムができたという時に、もう誰も使わないということが起こってくるのではないのでしょうか。

逆に、データベースの提供というようなものはいかがでしょうか。

例えば、千葉県の図書館であれば、どこの市町村図書館へ行っても、必ず新聞のデータベースが見られるというような契約を締結します。海外でもそのような事例は多くあります。

このデータベースの提供は、県として、県民のために環境をよくしましたという非常にわかりやすいサービスだと思います。これを強調し、減り張りのある内容にしたらいかがでしょうか。ぜひ、御検討いただきたいと思います。

委員 契約金額はとても高いのではないですか。

委員 どこと契約を締結するのか、相手方によります。

場合によれば、市町村の図書館から少しずつ負担をしてもらい、後は県で支出するというようなことも考えられます。

ばらばらに使っていたらサービスが小さいけれども、まとまることにより大きなサービスが提供できるということです。

委員 その連携や調整というのを、県立図書館が行うということですね。

事務局 平成6年に、文部省が、県立図書館の役割と実践のなかで、県立図書館は市町村図書館への支援をとおしてのみ設置の趣旨に叶うサービスを提供することとあります。そして、平成7年に、望ましい基準のなかでも、市町村援助を一番大きく挙げています。

委員 確かにわかりますが、一方で、例えば国立国会図書館は、来館者に対して直結サービスは行っていますが、基本的にはバックアップサービスが中心だったわけです。しかし、ここ2年程で、遠隔者サービスが約3倍に伸びています。確認したところ、これからは国会図書館も直接国民にサービスすることでしか生きていかれませんと回答でした。

県立も多少踏み出してでも県民に対して直接良くなることをやっていかないと、国立に置いていかれるのではないのでしょうか。

事務局 県民がインターネットで本を予約するというシステムがあり、市のレベルでも行いますが、例えば、市が予約を受け付けると予約がかかるのが2、3割アップするかと思うと倍以上に増えます。その場合、何が追いつかないかというと、一人のお客様が10冊の予約をかけた場合、タイムラグがあり、ばらばらに本が集まってきます。そこで、最後に人間の手で名寄せをする物品管理ができないということがネックとなってきます。

県立がこれから行おうとしているネット化も、本来、国立と同じ立場に立てば、利用者が地元の図書館で現物を手に入れることができれば良いのですが、県立はそこまで踏み切れないでしょう。県立3館の中で取り寄せ、最寄りの県立へ取りに行ってもらおうということになると思います。

委員 そのような労働バランスとか物流のロジスティクスというようなことは、IT化でやってやれないことはないでしょう。

事務局 我々が生き残る部分があるとすれば、千葉県に関わる著作権をクリアしている本がいくつかあり、そういったものの発信があります。我々しか作れない、情報発信できないというものがあるわけです。

商業ベースに近いところだと、とても太刀打ちできない部分があります。

委員 現在、商業ベースで出版されているものについては、日本の出版界の状況ですと紙でしか出てきません。そこで、物流と情報に対する需要がどのようになっているかを調整する仕組みが必要となってきます。それを計算する仕組みを作るのは十分可能と考えます。そこがうまくできれば、先行している他県の物流よりも遙かに効率の良いものができるのではないのでしょうか。せめて、地元で受け取れるくらいのところまでは、お願いしたいと思います。

事務局 県立図書館と市町村図書館では、収集をする資料の中身を変えるなどして、同じことをしていたのでは、意味がないと思っています。現実、単純単価では3倍の差があります。売り上げを伸ばしたいのであれば、市町村と同じくらいのところで品揃えをすれば、まだ伸ばせます。でも、そうではないと思っています。

委員 蔵書については、分担収集を明確化するしかないのではないですか。要するに、誰も買わないものを買うとかです。

議長 他に何かありますか。

委員 多文化サービスということばがあるんですか。

委員 マルチカルチャーですね。

議長 よくわかりました。他にありますか。

図書館未設置市町村というのがありますが、合併後も未設置の市がありますか。

事務局 いすみ市がありません。富津市が未設置市だったのですが、現在、準備中です。

委員 先ほど、打って出るというお話がありました。予算が少ない、人員が削減されるという状況の中で、やりたいことはたくさんあると思います。今、お話を聞いただけでも、できることが沢山あるのではないかと思いました。これから、打って出られる可能性は、これだけ情報技術が発展していれば、今まで考えられなかったことができるような状況になっているということです。

打って出るという精神を入れ、機能を絞った形でわかりやすく書いていただき、これが出た時にすぐに運営に反映できるような、職員が元気になって皆がそれに向

かって頑張っていけるような答申が出ると思います。

委員 連携に関してですが、千葉県も遅ればせながら県レベルのワンストップサービスを行ってきています。これは行政全般に関する届出申請等についてですが、理屈の上では、図書館も乗れば乗れる話だろうと思います。趣旨としては、行政とプロパティを相乗りしたところで、コスト的にセーブするということです。もし、ユーザ管理がしっかりしているのならば、例えば、公民館の利用申請と本の借用が同じデータベースを使えるようになるはずで

委員 図書館の本当の意義であるとか社会教育のうえでは、本好きの子どもたちを増やしたり、本に親しんでもらうということが一番の根本なので、それは市町村のやることで県のやることではないというのはおかしいと思います。

例えば、子どもルームの本は予算がないために非常に微々たるものなので、こちらから声をかけて本を貸し出したり、保育園や幼稚園の園長先生のネットワークに働きかけ、本を回してあげる等、こちらからの働きかけが必要だと思います。そのために職員が足りないのであれば、やり方の工夫をし、本を買えないような団体に働きかけをして欲しいと思います。

委員 県立はよくわかりませんが、市町村立の公立図書館は児童書がとても回転がよく、とても他に出す余裕はないようです。

貸し出す分は別に買うというくらい、児童書はよく使われています。

委員 ものによっては、180冊くらい複本を持っているというものもあります。それが、いつも貸し出している状態で、児童書は本当によく動いています。

議長 ぜひ、市町村を見捨てないで欲しいということですね。

事務局 県立図書館が直接サービスをするということは、物理的な限界があると思います。仮に600万人の県民の方が1週間に1回、図書館に来るとした場合、1日に100万人です。小さな読書施設に対してまで県が応援するということはできないので、パターンとかこのようなことをした方がよいですよということを、地元の特に図書館のないような公民館図書室等へ、もう少し読書活動をしたらいかがですかというようなお話にあがるというくらいまでしかできないのではないかと思います。

議 長 それは、皆さんも了解済みでしょう。

事務局 資料に載せてあることが、果たして全て必要なのかという考えが当然あると思います。

ただ、減り張りという話がありましたが、その業務をどのように行っていくのが県立らしいのかというところで、それは我々が意味づけしていかなければならないことだと思えます。

例えば、児童関係のサービス等がありましたが、当然、図書館として考えたときに、県立が県民の利用する図書館としての整備や業務をしなければならないということがあります。

なお、そこに県立図書館らしい仕事ということであれば、先ほどから出ている御指摘が当たっているのではないかと思います。地域で読み聞かせ講座をする人たちをつくる支援をすとか、直接子どもたちだけでなく、大人たちにどういう支援をしていくかということが現実に行っていくことでもあり、県立らしいひとつの業務であると考えます。

これらの意味づけをきちんと整えていかなければならないと思いつつ伺っていました。

議 長 委員の皆様をお願いしたいことは、お忙しいとは思いますが、例えば折々で表記の仕方等のチェックをしていただくとかの御協力をお願いします。

それでは、よろしければ、これで第3回図書館協議会を終了いたします。

※ ここで議事は終了し、次回の平成18年度第1回目の協議会は、6月下旬もしくは7月上旬の予定で、県立中央図書館（千葉市）で実施することを報告して、平成17年度第3回千葉県図書館協議会を終了した。